

公布された規則のあらまし

◇静岡県財務規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 令和3年度の組織改編に伴い、必要な改正を行いました。（第2条～第2条の9、第110条の2、第188条の4、別表第3、別表第5、別表第6、様式第88号、様式第96号、様式第97号、様式第99号の5、様式第99号の6 関係）
- (2) 地方自治法施行規則の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第23条、第69条、第72条、第99条、第110条、第112条、第116条、別表第1～別表第2、別表第2の3、様式第25号関係）
- (3) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、令和3年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第1条関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

公営住宅法施行令の改正に伴い必要な改正を行うとともに、県民の利便性の向上を図るため申込み等の手続を見直しました。（様式第1号、様式第3号～様式第17号関係）

2 施行期日

この規則は、令和3年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 水産資源保護法の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第15条、第20条関係）
- (2) 県民の利便性の向上を図るため、申請等の手続を見直しました。（様式第1号、様式第3号、様式第5号～様式第7号、様式第9号、様式第11号～様式第14号関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

1 改正の理由及び内容

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、次の規則について必要な改正を行いました。

- (1) 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則
- (2) 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則
- (3) 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則
- (4) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則
- (5) 介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則
- (6) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則
- (7) 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則
- (8) 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則
- (9) 介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則

2 施行期日

この規則は、令和3年4月1日から施行することとしました。

◇旅館業法施行条例施行規則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

国の公衆浴場における水質基準等に関する指針等の改正の趣旨を踏まえ、原湯等に係る水質基準等を改めました。（旅館業法施行条例施行規則第2条、第6条、第7条、第10条、別表第1、別表第2、公衆浴場法施行細則第3条、第7条、第8条、別表第1、別表第2関係）

2 施行期日

この規則は、令和3年7月1日から施行することとしました。

◇静岡県食品衛生規則及び知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

食品衛生法等の改正に伴い、次の規則について必要な改正を行いました。

- (1) 静岡県食品衛生規則
- (2) 知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

2 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、令和3年6月1日から施行することとしました。

◇静岡県立農林環境専門職大学等の学校医の公務災害補償に関する規則

1 制定の理由及び内容

静岡県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の改正に伴い、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の学校医の公務災害補償の実施に関し必要な事項を定めるため、規則を制定しました。（第2条関係）

2 施行期日

この規則は、令和3年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 地方公営企業法施行規則の改正等に伴い、必要な改正を行いました。（第2条、第10条、第40条、第49条～第52条、第56条、第147条、別表第1～別表第3関係）
- (2) 令和3年度の組織改編に伴い、必要な改正を行いました。（第3条、第50条関係）
- (3) 県民の利便性の向上を図るため、申込み等の手続を見直しました。（様式第72号、様式第77号関係）
- (4) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、令和3年4月1日から施行することとしました。